

R ルールを守って留学生活

皆さんは、「出入国管理及び難民認定法」、「住民基本台帳法」など日本の法律に従うことが必要です。法律に違反した場合には、自分自身が不利益を受けるだけでなく、他の留学生にも迷惑をかけることとなります。国際教育センターでは、外国人留学生の皆さんへの生活や学修の相談を行っています。わからないことがあれば、すぐに所属キャンパスの国際教育センターへ確認してください。

在留資格「留学」とは

在留資格「留学」とは、皆さんが日本の大学で教育を受ける目的で、日本滞在が許可されている在留資格です。立命館大学を卒業・修了・退学・除籍となった時や、休学する場合は、在留期間が残っていても、速やかに日本を出国しなければなりません。立命館大学は、留学生の受入開始(入学・編入等)又は終了(卒業・修了・退学・除籍)を14日以内に出入国在留管理局に届け出ています。また、学修を専ら行っていない(受講登録を行っていない、長期間出席確認が取れないなど)と見受けられる時は、出入国在留管理局へ報告する場合があります。また、文部科学省は、1カ月以上長期欠席している外国人留学生を文部科学省へ報告するよう、全国の国公立大学に義務付けています。国際教育センターでは、毎月皆さんの在籍確認を行いますので、必ず毎月(長期休暇中は除く)ご対応ください。

在留期間の更新

在留期限を迎える前に、必ず更新の手続きを行って下さい。在留期間の更新手続きは、在留期間が満了する3ヶ月前から可能です。必要な書類をそろえて、自分で地方出入国在留管理局へ申請してください。ただし、提出書類には、所属機関(皆さんの場合は立命館大学)が作成した書類が必要となりますので、まず、所属キャンパスの国際教育センターに申し出てください(朱雀キャンパス所属の留学生は衣笠国際教育センターに申し出てください)。また、在留期間更新後、新しい在留カードの両面コピーを速やかに所属キャンパスの国際教育センターまでに提出してください。なお、在留期間は無条件で更新されるものではなく、単位取得状況が悪いと更新が認められない場合もあります。計画的に単位を取得し、最短修業年限で卒業・修了するように努力しましょう。

「みなし再入国許可」と「再入国許可申請」について

在留期間中に帰国や海外旅行、海外留学などで、一時的に日本を離れる場合には、再入国出国用EDカードによる「みなし再入国許可」(1年以内の出国)か「再入国許可」(1年以上の出国)のいずれかを申請してください。「みなし再入国許可」か「再入国許可」を受けておけば、再び日本に入国するとき、新たな在留資格の取得について免除されます。「みなし再入国許可」または「再入国許可」を受けずに日本を出国すると在留資格は無効となりますので注意してください。

再入国出国用EDカード

必ずいずれかに
に☑(チェック)
してください。

在留資格「留学」から他の在留資格への変更

卒業後に日本で就職する等の場合、在留資格「留学」から就労が可能となる在留資格へ変更する必要があります。必要な書類を確認の上、自分で地方出入国在留管理局へ、早めに申請してください。また、在学中に在留資格「留学」から他の在留資格へ変更すると、留学生としての支援(授業料減免、奨学金など)が受けられなくなることがあります。在留資格の変更をする場合は、事前に所属キャンパスの国際教育センターに相談してください。

在留管理制度における届け出の義務

以下のような変更が生じた場合には、必ず14日以内に関係各所に届け出てください。

- ・住所の変更:
住居地を定めたら、住居地の市(区)役所に届け出る。その後、住居地を変更した場合も同様。
- ・所属機関等の変更・離脱:
所属機関の名称又は所在地の変更が生じた場合、及び立命館大学を卒業・修了・退学・除籍・休学した場合は、住居地を管轄する地方出入国管理局にその旨を届け出る。
- ・注意:
正当な理由がなく住居地の届け出をしなかった場合や、虚偽の届け出をした場合、在留資格取り消しなどの処罰の対象となります。

資格外活動許可の申請

アルバイトや有償のインターンシップをするには、「資格外活動許可」が必要です。資格外活動許可が有る場合でも、アルバイトの時間や内容には制限があります。違反をすると、退去強制等の処罰の対象となる場合があります。

資格外活動許可申請を希望する場合は、資格外活動許可申請書と在留カード、パスポートを準備して住居地の地方出入国在留管理局に提出してください。資格外活動許可証印を受取るまでは、アルバイトを行うことができません。

【注意事項】

- ※授業期間中は1週間28時間まで、立命館大学学則による長期休業期間(夏期休暇、冬期休暇、春期休暇)中は1週間につき40時間まで、1日8時間まで。
- 複数のアルバイトをする場合は合計就労時間が1週間28時間まで。
- ※風俗営業に関わる店でのアルバイトは法律で禁じられています。絶対に行わないでください。風俗営業店における皿洗いや清掃も不可。
- ※在留資格更新後に再申請すること(資格外活動許可の有効期間は在留期間と同一の期間)
- ※立命館大学においてTA・ES・RAをする場合に限り、資格外活動許可は必要ありません。

在留カード紛失の場合

在留カードを紛失した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局で再交付の申請をしなければなりません。在留カード再交付の申請をするには、警察署の紛失届証明書が必要となります。そのため、最寄りの警察署に在留カードの紛失届を出して、紛失物届出証明書など紛失した事実のわかる証明書を交付してもらってください。

紛失物届出証明書、写真(縦40mm×30mm)1枚、パスポートを持参して地方出入国在留管理局へ在留カードの再交付を行ってください。手続き終了後、新しい在留カードが交付されます。

Q&A よくある質問

在留資格

Q: 休学・卒業・修了・退学しますが、まだ在留期間が残っているの日本でいてもいいですか?もしくは帰国後にもう一度その在留資格で日本に戻ってきてもいいですか?

A: それはできません。
立命館大学を卒業・修了・退学・除籍となった際は、在留期間が残っていてもその在留資格は無効となります。休学する場合についても、原則、その在留資格は無効となりますが、個々の状況によって異なりますので復学時の在留資格については、休学前に各自で出入国在留管理局へ相談に行ってください。

Q: 在留期間の更新時期は大学が教えてくれますか?

A: 大学からは個別に連絡しません。在留期間は自分で覚えておき、自己責任において在留期間が満了する前(在留期限内)に必ず更新申請を行ってください。

その他

皆さんへのお知らせは、manaba+R、留学生を対象としたメーリングリスト、個人宛のe-mail(学内ドメイン)などを利用します。manaba+Rおよび大学のメールは毎日確認してください。

在留期間更新・変更、住所・電話番号の変更、日本からの一時出国については、必ず所属キャンパスの国際教育センターへ連絡してください(朱雀キャンパス所属の留学生は衣笠国際教育センターに申し出てください)。

- 衣笠国際教育センター(明学館1F)
月曜日～金曜日 10:00～11:30, 12:30～17:00 TEL: 075-465-8230
- BKC国際教育センター(セントラルアーク2F)
月曜日～金曜日 10:00～11:30, 12:30～17:00 TEL: 077-561-3946
- OIC国際教育センター(A棟1F AN事務室内)
月曜日～金曜日 10:00～11:30, 12:30～17:00 TEL: 072-665-2070

※毎週木曜日の午前中は閉室
※長期休暇期間中は閉室時間が13:00～17:00に変更されます。